

広島県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成三十年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇津戸八幡線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字宇津戸字道長五三番六地 先から 世羅郡世羅町大字宇津戸字長尾山一〇五〇一 番一地先まで	一四・七〇 四〇・〇〇	二・六〇、七 〇〇 一四・七〇 四〇・〇〇	九二・五〇	八七九・〇〇 九二〇・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八三四・〇〇 メートル